

すべし、期月にいたらば、かまへて家にありて、他にゆくべからずと命すべきよし、仰下されければ、傳へ聞人、おしなべて、おはやけなる御心をかしこみけるとなり、兼山麗澤秘策

〔奇魂〕醫藥名義

さて方士の大宮にて仕し狀は、禁秘抄に、侍醫常近龍顏者也。召小板敷於殿上椅子奉拜天顏、又召便宜所候簾中取御脈例也。後冷泉院御時、俊通雅忠類、聽雜袍著紅梅直衣、近代無子細參御縁邊者也。とみえたり、武家にての禮は、永正の比記し、上杉問答と云書兩道大名陪臣遺醫陰陽書札事と有に、典藥陰陽二寮頭者五位官也。依之以往者爲五位禮乎、雖然近來就被重此道、叙四位或舉上階哉。於大名中陪臣等之書札者准神官可知之、抑自武家執政務權之以來、爲公家甚被重之、然間雖同官同位、公家武家相對之禮用捨事異乎と云り、近世までも位外に重く用ひられて、今如はあらざりき、又方士も今如はあらざりけれど、いつとなく療法も醫風も共に變つ、終にかくは衰たるにこそ、

〔橘窓自語〕中醫師のともがら散位の僧綱になること、ふるくきこえたれども、そのおこりは、まことの持戒の僧の醫藥を施せしともがら、御藥の事ありて、驗しある時、僧綱に叙せられしがおほかり、近代にいたりては、醫業のみにて、法橋已上に叙せらるゝともがらのおほくなれり。

〔岩淵夜話〕上一權現様御代御醫者衆へ、知行を被下候に、五百石より上の大身と申義は無御座候也、其子細は、大閣秀吉卿被爲相煩候節、快氣あるまじき由、諸醫の申口有之候處に、竹田法印の藥にて快被成候、本復之祝儀として、知行一萬石可給と在之節、左様ニ高知を被下置候ては、此以後大體のものは治療に預り候義も罷成間敷候、然ば世上の重寶に罷成べき名醫を壹人、御捨被成道理のやうに被存候旨奉行之面々申達候を、大閣にも尤と有之、知行五百石之上に、金千枚、銀千枚、藥代として給り候と也、是によつて、權現様にも、治療をよく仕り候と有之町醫被召出候節は、貳百ヶ、被下置御不例ニ付、其醫師の御藥杯被召上候時節、官位等被仰付、三百石宛の御加增